

宇治市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和4年1月26日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

松峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日
令和3年9月17日（宇治市監査委員公表第11号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 市長公室 職員厚生課
監査期間 令和3年6月1日から同年7月29日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	<p>委託料支出状況について</p> <p>一部の契約において、支出負担行為の遅れと業務完了届を受理していない事例が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>係内で事務執行の進捗を確認し、遅延なく支出負担行為を行うとともに、事業終了次第、完了届の作成、提出を業者に促すようにしました。</p>